

JICA 環境社会配慮ガイドライン第1回パブリックコンサルテーション

日時 平成十五年十二月十一日（木曜日）

午後四時五分開会 JICA 東京（幡ヶ谷） 講堂

- **事務局 上條哲也（以下 上條）** それでは、4時5分になりましたので、今から JICA の環境社会配慮ガイドラインの案を説明させていただきまして、そのあと質疑応答をさせていただきたいと思います。わたしは JICA 環境・女性課の上條です。

今日は皆さんのお手元に、本日発表するパワーポイントのコピーと、今ホームページに載っている、日本語のガイドライン（案）があると思います。それでは、パワーポイントに従ってご説明させていただきます。

改定委員会の議論があり、このガイドラインの案への提言を頂いたという経緯と、これから4月1日には新しいガイドラインを適用しようとしているのですが、それに向けてのスケジュールと、今お手元にお配りしています、ガイドライン案の内容説明をさせていただきます。

まず提言です。今日は改定委員会にご出席いただいたかたもいらっしゃいますので、概要をご承知のかたも多いとは思いますが、ちょうど今から1年前、去年の12月に改定委員会を作り、今年9月まで10か月間、19回開きまして、提言を頂きました。その提言を踏まえて今回の案を作ったというのが経緯です。

この改定委員会には、大学の先生がたや NGO の方々、民間団体の方、または省庁の方にも出ていただきました。JICA のホームページを見て頂いた方はご承知だと思いますが、資料は公開しており、議事録も作成次第、発言者の名前の入った議事録をすべて公開しています。

改定委員会から頂いた提言の目次がこれです。1～7まであり、そのうちの7章が具体的な提案、JICA のガイドラインのドラフトのドラフト、草案に当たるような部分です。7章は、基本的事項、基本の手続き、実際の手続きという三つの構成になっています。

また、先ほど言いました提言の中で、基本方針を七つ頂きました。その影響の範囲をなるべく幅広くすることや、なるべく早期の段階から環境社会配慮を行うべきだとか、協力事業が終わった後にも一定のフォローアップが必要だとか、説明責任、ステークホルダーの参加、情報公開、内部の実施体制の強化というような七つのポイントです。

今ここに書いてあるのは提言に書いてあった内容ですが、幅広い配慮ということで、環境分野だけではなく、社会的な分野を幅広く対象とするということです。下に赤い点でたくさん書いてある部分が社会面なのですが、住民の非自発的移転のことや、その地域社会の経済のこと、社会的資本のこと、一般的に弱者といわれているような方々への配慮や公平性など、そのような項目を幅広く提言頂きました。

次が早期の段階ということですが、具体的にはどういうことかといいますと、JICA のほうでマスタープランといわれる調査をやるのですが、そのときに「戦略的環境アセスメント」という考え方を取り入れて、代替案を検討するとか、そのときにステークホルダーの参加を得るなど、そういうプロセスを経ながら、マスタープラン段階でも環境社会配慮に取り組んでいくというような内容です。

次がフォローアップということですが、JICA の事業というのは、事業が終わるまでの間は JICA が支援するのですが、あくまでもその事業の主体は相手国政府になりますので、JICA がある一定の協力を行った後に、その協力の成果を彼ら自身が彼らの意思決定のプロセスの中に反映させるとか、彼ら自身が物事を決めていくときに、JICA が協力したことも踏まえて事業を進めるとか、そういうことは彼らのイニシアチブになります。その部分については、JICA は一定期間、少し距離を置くという形になるのですが、必要なことがあればフォローアップということで何か取り組むべきだというような提言も頂きました。

あとは説明責任ということですが、日本国内、またそれだけではなく、相手国政府や相手国のステークホルダーの方に対する説明責任や、透明性を確保するというようなことも、提言として頂きました。

次が、ステークホルダーの参加と情報公開ということで、ステークホルダーの参加を得て、その人たちの意見を聞きながら物事を決めていくとか、あとはそのステークホルダーの方に参加して頂く前提として、意味ある参加をしてもらえるように事前に情報を公開するというような提言を頂きました。

今のような提言を9月から10月にかけて頂きまして、そのあとその提言を受けて、4月に向けて今 JICA のガイドラインを作ろうとしています。その簡単なスケジュールですが、10月下旬に1回 JICA のほうで案を作り、改定委員会を開いたということはお説明したのですが、そのあと11月から、メンバーはほぼ同じなのですが今度はフォローアップ委員会というものを開きました。そのフォローアップ委員会というのは、改定委員会で提言して頂いた内容、もちろん JICA はそれを踏まえて作業をするのですが、それをもう一度確認していただくとか、あとはまた必要なコメントをして頂くというような趣旨です。

そこで JICA の最初の案を2回議論していただき、その結果を踏まえて、今皆さんのお手元にある案を12月3日に JICA のウェブサイトに掲載しました。ほぼ2か月の間、パブリックコメントを求めており、そこでコメントを頂きましたら、その検討を2月に行い、3月上旬には最終的な案をフォローアップ委員会にも諮って決め、JICA 内でまた必要な手続きをし、3月中旬ぐらいには新しいガイドラインを決めたいと思っています。これが簡単なスケジュールです。

これからガイドライン（案）の説明をしますが、基本的には先ほどのスケジュールで説明しましたように、フォローアップ委員会を2回開いており、そこで提言等

を踏まえて JICA の案に対して足りない点があるなど、いろいろなコメントを頂いていますので、基本的には提言の趣旨を踏まえて作ってあります。ただ、少し構成を変えたり、改定委員会に参加していない相手国政府の方や日本の関係機関の方などに実施して頂かなければいけないので、なるべく分かりやすくという趣旨で少し書き直しているところはあります。言葉などもなるべく分かりやすいような言葉遣いに変えています。

構成は、序論として基本的事項、環境社会配慮のプロセス、環境社会配慮の手続き、あとは、これも提言で頂いたものなのですが、別紙 1 として相手国政府に求める環境社会配慮の要件、別紙 2 が一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示、別紙 3 は、提言にはなかったのですが、JICA のほうでスクリーニングの様式というものを作りました。別紙 4 として、カテゴリ A 案件のための環境影響評価報告書というものです。

目的は、JICA がいろいろな協力事業を行う際に、環境社会配慮をきちんと十分行いたい、そのために、JICA の役割は相手国政府を支援することなのですが、その支援の前提に当たっていろいろな確認をするということで、「支援・確認」という言葉遣いをしています。ですから、JICA がいろいろな協力事業を行うときに、必要な環境社会配慮を行う、それをこのガイドラインで明示したということです。

その中で、JICA が行う環境社会配慮の責務と具体的な手続きを明確にしたということと、そういうことを示すことによって、JICA に協力を要請する際はこういう手続きが必要になるとか、相手国にこういうことを求めるということを明示していますので、事前に相手国政府も読んでいただいて、そういうことを織り込んだうえで協力の要請をしてもらいたい。そういうことを示すことによって、相手国にも適切な実施をしてもらいたいということが目的です。

この基本方針は、先ほど提言で七つの基本方針を頂いたと言いましたが、それと全く同じです。提言の七つの基本方針をそのまま頂いて、今回のガイドラインの案にしています。

次に、「JICA の責務」という言葉はこのガイドラインの案で初めて使いました。JICA が何をするのか、提言で頂いたいろいろな言葉の中から JICA の責務に当たる部分を抽出して項目立てをしました。

ただ、ここで言っていることは、環境社会配慮の主体者は、第一義的には相手国政府なのですが、JICA はこのガイドラインに書いてあるいろいろな手続きや基本方針に従って、環境社会配慮の支援と確認を行うということです。その下に、具体的にどんなことをやるのかというと、相手国と共同して環境社会配慮調査を行い、その調査を通じて適切な技術的支援を行うということや、事業の実施段階、技術協力プロジェクトにおいてはモニタリングも行う。先ほど提言で頂いたと言いましたが、フォローアップを行う、早い段階なおかつ広範な環境社会配慮を確保する、説明責

任と透明性の確保。そして、これはまた提言で頂いたもので、このガイドラインが完全に適用されるわけではないのですが、関係する専門家の方においては、このガイドラインを尊重してもらうというようなことを書いてあります。

JICA が行っている技術協力のスキームにはいろいろあるのですが、その中でこのガイドラインが適用される部分は、この三つのスキームです。開発調査、無償資金協力事業の事前の調査といわれるもの、そして技術協力プロジェクト、この三つをこのガイドラインの対象範囲とするとしました。

それはなぜかという、今までの過去の経験上、比較的規模が大きい協力事業で、環境社会配慮が求められるような事業ということだと、この三つのスキームが当たるだろうという判断です。

あとは情報の公開ということも項目立てをしています。ここもやはり相手国政府に主体的に行ってもらいたいとは思っているところで、JICA が相手国の情報公開を支援するということもありますが、このガイドラインの手続きの中に、JICA 自身も主要な段階で情報公開を行うと書いてあります。JICA が自ら行うやり方としては、JICA のウェブサイトに掲載することや、東京の JICA の図書館で閲覧できるようにする、JICA の外国にある事務所でも閲覧してもらうという体制にしたいと思っています。

ステークホルダーとの協議ということもあります。JICA だけでやるのではなく、相手国のカウンターパートといわれる人たちと一緒にやってやるわけですが、なるべく幅広いステークホルダーの方達と一緒にやって協議を行い、その協議の結果をいろいろな協力事業の活動に反映させる。

後でまたご説明しますが、カテゴリ A など、環境や社会に対する影響が非常に大きい場合、少なくとも 3 回ステークホルダーとの協議をするということにしております。調査のいちばん最初のスコーピング時といわれる段階と、環境社会配慮の概要検討の段階、最終報告書案ができた段階、この 3 段階ではステークホルダーとの協議を行うということにしています。

この環境社会配慮の項目も、提言で頂いた項目と同じで、最初の方にお見せしたスライドと全く同じ項目です。提言で頂いた環境面や社会面の項目を踏まえて、このガイドラインの対象とする項目としました。

また、審査諮問機関を設置するというのも述べており、要請を検討するかなり最初の段階でも関与して頂いて、JICA が外務省にコメントを作るときにもいろいろなアドバイスを頂き、そのアドバイスも得ながら行うようにしています。あとは個別のいろいろな事業に対してもアドバイスを頂く。構成もこれから考えて、メンバーになっていただくような方をこれから探すのですが、JICA の職員ではなく、外部の専門家の方から構成される機関にしたいと思っています。

先ほど少し言いましたが、カテゴリ分類です。これも JBIC のガイドラインやア

ジア開発銀行のガイドライン、世会銀行のガイドラインなどと全く同じ考え方なのですが、カテゴリ分類をしています。これはスクリーニングの段階でやるのですが、カテゴリのAとBとCに分け、Aが非常に重大な影響がある場合、BがAよりは小さい場合、Cはあまり考えなくてもいい場合というように分けています。

これは、先ほどの影響の項目とは少し違ってくるのですが、調査を行っていくうえで、先ほど項目の中で公平性とか、地域社会へのロスとベネフィットというような言葉も出てきました。そことも関係があるのですが、社会環境と人権に配慮するということが謳っています。

「JICA の意思決定」という項目があります。ういうことかということ、JICA が要請の確認段階、検討段階で、外務省に対してコメントを提出します。そのときに、JICA として、これはやるべきだとか、採択したらいいのではないか、これはあまりしないほうがいいのではないか、というようなコメントをするわけですが、そのところで、JICA としてもある責任を伴ったような決定をするということです。

あとは、事業が進んでいる最中にあっても、もし何か問題が生じる場合や、当初は全く予期していなかったけれども、何か新たなことが発生したというような時には、その協力事業の対処について、JICA の意見を決定するというような意味合いで、この「意思決定」という言葉遣いをしています。

あとは、ガイドラインを作った後、4月以降ですが、このガイドラインを三つのスキームの協力事業に適用していくわけですが、それを各事業部に任せてしまうのではなく、組織横断的に見ていくシステムをどうするのかということで、その審査をする部署を作ることを今考えています。また、異議申立ということもこれから検討する予定で、それにも対応したいと思っています。

この適用は、先ほどのスケジュールではできるのが3月中旬ごろと言っていたが、そのあとすぐ4月1日から適用します。周知する期間を設けたほうがいいという議論もあったのですが、すぐやっしまおうということになっています。4月1日から適用し、4月1日以降要請の上がってきた案件に対してフル適用する予定です。

これがイメージです。今まで説明したようなことをフローにしてみました。最初に要請案件が来たときに、JICA のほうでカテゴリ分類をする。そこがスクリーニングというところと重なっているのですが、まずA、B、Cに分ける。Aについては、EIA レベルというかなり詳細なレベルの、実際フィールドに出てデータを取るなど、そこまで含んだ作業をしまして、なおかつステークホルダーとの協議も、先ほど言いましたスコーピングのときや、環境社会配慮の概要の検討の際、最終報告書の段階で3回行い、計画作成をします。

カテゴリ B の場合は、EIA レベルよりは簡易な調査なのですが、既存の情報と簡易な現地調査を行う、初期環境調査の IEE レベルの調査をし、ステークホルダーと

の協議は義務ではないのですが、必要に応じて行います。ですから、Aに比べてBはその影響の範囲も限定的で、規模も大きくないという想定です。

Cの場合は、特に大きな影響はなくて、環境社会配慮面で特に何かやる必要はないということです。

そのようなことで、Aの場合はEIAレベルの調査、Bの場合はIEEレベルの調査を行い、それを踏まえてプロジェクトの計画立案をするまでが、JICAの協力事業の主たるところです。その下は、あまり多い事例にはならないとは思いますが、相手国政府が、JICAが支援した調査をもとに実行に向けての許認可をするというように、必要な場合はそのフォローアップ活動ということで、状況を確認するとか、技術協力プロジェクトであれば、プロジェクトの実施の段階までJICAが関与しますので、モニタリングをするとか、事後には、事後の確認をするというようなことを想定しています。

これがプロジェクトサイクルとJICAの協力事業の関係です。先ほど、このガイドラインが開発調査と無償資金協力、技術協力プロジェクトをカバーすると言いましたが、JICAはそのすべてのプロジェクトサイクルを担当しているわけではなく、そのスキームによっていろいろ入り組んでいます。

開発調査の場合であれば、通常言われているプロジェクトサイクルでは、JICAは発掘と準備段階を担当しています。無償資金協力であれば、発掘、準備段階に加えて、実施・監督、評価、実は、これはすべてをJICAがやっているわけではないのですが、ある一部分はJICAがやっています。そういうJICAがカバーしているものが、スキームによって少しばらばらだというのが実態です。技術協力プロジェクトについては、基本的にJICAが最初から最後まで担当している。これがこの三つのスキームの中でのJICAが担当している部分です。

これから手続き毎の考え方をご説明したいと思います。要請確認段階でカテゴリ分けを行い、その後、カテゴリAについては、どういう要請かということをもとにホームページに載せます。そして、ご意見がある方があれば、そのご意見を頂いて、そのご意見も踏まえてJICAのコメントを作成するというようにしています。

そのあと、JICAが外務省にいろいろなコメントを提出するわけですが、それを踏まえて外務省で案件採択した後、その案件が決まった段階で、JICAは、JICAが行う案件をすべて公開します。すべての案件をA、B、Cにカテゴリ分類したうえで、JICAが行う協力事業はこういう事業です、というものを公開します。

そのうち、AとBについては、なぜこの案件がAなのか、なぜこの案件がBなのかという理由もつけて公開します。また同じように、AとBについては、JICAが外務省にどういう提言をしたか、この案件が決まる段階から多分3～4か月前の段階に、JICAが外務省に提出したコメントも一緒に公開します。ですから、JICAが要請確認段階でどういうことを検討したかということも、併せて公開すること

です。

今、言葉で言ったことを簡単なフローにしてみますと、要請確認・検討するときに、JICA は、JICA で入手した資料をもとにカテゴリ分類します。そこで、JICA がカテゴリ A と判断したものは、すぐホームページに載せます。もし皆さんのほうで、JICA がカテゴリ A としたものに対して、こういうところに気をつけたほうがいいのか、何かそういう情報があれば、JICA に寄せていただければ、JICA はそれも検討の材料にします。JICA は、確認する中で追加情報が必要な案件であれば、追加情報も併せて収集します。

そして、外務省に提言を行い、外務省が最終的に政府の他の省庁などの意見も聞きながら案件を決めて、国際約束を結ぶのですが、それが結ばれた後、JICA は協力事業を開始することができます。その協力事業を開始するときに、今言いましたように、どういう事業を行うというものをすべて公開します。ですから、プロジェクトのリストを公開するという形になると思います。カテゴリ A と B については、JICA が外務省にどういう提言を行ったかということも含めて公開します。

これが開発調査の業務のフローです。いろいろ複雑な主体が絡んでいて、フローもいろいろ複雑に動いているということが、お分かりいただけると思います。JICA が担当している部分はいちばん右端のところで、黄色い字で書いてあるところにいるいろいろ関与するわけです。

上の「発掘段階」と書いてあるところが、要請検討段階のところですが、そこで JICA は環境社会配慮の提言を外務省に対して行い、外務省でその調査を行うということを決めていただければ、そのあと事前調査を JICA が行う。事前調査を行って、一度その調査の結果を JICA 本部に持ち帰り、理事会まで上げて、この調査をやるべきか否かという判断をする。そして、実施するということになれば、S/W という文書があり、調査の内容や、相手国と JICA がお互いにやるべき業務を決めたその文書に署名・交換して、そのあと本格調査を行う。これが開発調査のフローです。

そこで、カテゴリ A になった場合にどうなるかということですが、外務省がやることを決めて、JICA のほうに指示があった後、まず事前調査を行います。先ほどのフローにありましたが、S/W を締結します。環境社会配慮面でいえば、S/W が結ばれた後、事前調査の結果と S/W を情報公開します。これもウェブサイトに掲載します。そのあと本格調査を行い、その調査のレベルは、先ほども言いましたように EIA レベルで行います。

実際、その環境社会配慮調査というのはどんなことをやるのかということですが、スコーピングをやって、アセスメントをして、ミティゲーション（軽減策、緩和策）を考え、そういうことを踏まえて計画の概要を検討して、最終報告書の案を作り、そして最終報告書につながっていくという流れがあります。このガイドラインでは、S/W のときに、事前調査の結果と S/W を情報公開すると書いており、その後では、

スコーピング段階でまたステークホルダーと協議を行う。概要検討時で、またステークホルダーと協議を行う。最終報告書案ができた段階で3回目のステークホルダーとの協議を行う。最終的に、最終報告書ができたなら情報公開をする。以上のことを決めてあります。

具体的にどんなことをやるのかということですが、まずカテゴリAとBにした案件は、環境社会配慮の団員を事前調査に加えます。その事前調査団は現地に行きまして、また新たな情報を得る。このスクリーニングというのは、カテゴリ分類のことですが、もう一回カテゴリ分類してみる。ですから、もしかしたらBだったものがAになったり、AだったものがBになったりということがあります。

そして、予備的なスコーピングを行います。相手国政府と、環境社会配慮の方針や体制について合意する。例えば情報公開することで問題はないか、ステークホルダー等の参加をどうするのかなど、そのような細々したことをいろいろ議論して、その調査を行うに当たって必要な事項を、すべて決めてくるということです。

S/Wの署名段階では、この事前調査で決めた内容をもとに、Scope of Work (S/W)という文書を作り、それに署名します。この段階で合意できないことはなかなかないとは思いますが、合意できない場合は保留します。実施すべきではないと判断した場合は、外務省に中止を提言するということです。また、その段階で、先ほどのフローにもありましたが、S/Wと、この段階での環境社会配慮に関する情報を公開します。

そのあと、本格調査の段階になるのですが、カテゴリAやBについては団員を加えて、このマスタープランの場合は対象範囲がすごく広がりますので、レベルとしてはIEEレベルの環境社会配慮の調査を行います。ただし、A案件にしたものについては、ステークホルダーとの協議を行うということにしています。

開発調査でF/Sといわれているものがあるのですが、F/Sの場合は、マスタープランに比べて調査対象の範囲が狭くなり、またレベルがより深くなるという性質なので、Aの場合はEIAレベルを行い、ステークホルダーとの協議も3回やる。Bの場合はIEEレベルで1回調査をした後、もう一回カテゴリ分類を見直してみるというプロセスをすることになっています。

開発調査の中に、詳細設計 (Detail Design) という調査があります。その場合は2種類あり、JBICと連携するものとそうではないものがあります。JBICの場合は、皆さんご存じのように、自分のガイドラインを持っていますので、この場合はまずはJBICのガイドラインを適用してもらおう。そして、妥当だと判断してもらったものについて、JICAが調査を行う。ですから、基本的にはJICAはあまり環境社会面の調査を行うことはせず、そこはJBICのフレームワークで行ってもらおう。環境社会配慮面でもし必要なことが生じた場合は、基本的にはJBICに判断を仰ぐという形にしています。

連携 D/D 以外のものは、あまり件数はないのですが、JBIC のガイドラインがありますので、JICA として何か新たなものを作るということはないで、こういう案件が出てきた場合は JBIC のガイドラインを参考にさせてもらって JICA で判断するというようなことを考えています。

ただし、これも F/S 段階で環境社会配慮面の調査がなされているということが、前提になると思います。ですから、全く環境社会面の調査がなされていないものを、D/D として JICA がやるということは、あまり想定していません。

次は、「無償資金協力のための事前の調査」のフローです。これもやはり黄色い部分が JICA の関与している部分です。発掘段階は前の開発調査と同じなのですが、準備段階と書いてあるのが、調査活動を行う段階です。無償資金の場合は予備調査をかけることがあり、その予備調査を踏まえて基本設計調査をやるかやらないかを決めます。基本設計調査というのは、施設を設計する調査です。そのあと、JICA には実施促進という仕事もあります。これが無償資金協力のフローです。

その中で、考え方なのですが、無償でカテゴリ A という案件があったとしたら、まず環境社会配慮の必要性があるのかないのか、この判断はある訳です。ただ、事前に何らかのアクションが取られているか、取られていないかということで、特に何らかの F/S レポートが事前にあるとか、その F/S レポートの中で EIA レベルの調査がもうなされているということであれば、無償資金協力の中では特に調査はせず、すぐ基本設計調査を行います。基本設計調査の結果は情報公開するということです。

そのあと、無償資金協力のほうで対応しなければいけない場合は、先ほど説明した開発調査などで調査を行うというオプションが一つと、あとはやらないほうがいいのではないかという提言を、外務省に行うというオプションもあるという考え方です。

カテゴリ B になった場合は、かなり簡易な調査をイメージしているのですが、先ほどのフローの中にもあったように、予備調査をして、その中でスコーピングをし、IEE レベルの調査をかけて、その結果を情報公開するのですが、それを 1 回やって、もう一回スクリーニングします。そして、スクリーニングをした結果、やはりこれは A であり、非常に影響が大きいとなった場合は、開発調査でもう一回やってみようとか、やはりこれは中止したほうがいいのではないかということを提言します。

B になった場合は、この IEE レベルの調査で必要な調査が終わったという理解で、そのあとは基本設計調査に行きます。C の場合は特に問題なしということで、環境社会配慮の作業は終わりにします。

今、口で説明したものをただまとめただけですが、A 案件の場合、さらなる環境社会配慮面の調査は必要ないと判断した場合は、すぐ B/D を行います。さらに何か調査をしなければいけないという場合は、対応としては外務省に提言するということです。B 案件の場合、必要ないという場合であれば B/D 調査を行います。特にま

た必要があるという場合であれば、予備調査をして、その中で IEE レベルの調査も行うという趣旨です。

これが三つめのスキームの技術協力プロジェクトですが、これもやはり黄色い部分が JICA の担当している部分で、前の二つのスキームと違うところは、準備段階のところで事前調査をやるということと、実施監督段階まで JICA が関与していて、その中で、モニタリング調査や事後評価をするというようなことが入ってきます。

カテゴリ A で、特に新たな調査をする必要がないと判断する場合は、調査の部分はスキップして、このスキーム特有の言葉遣いなのですが、R/D (Record of Discussion) という合意の文書を作り、プロジェクトを実施します。そして、モニタリングや評価を行っていくということです。新たな調査をしなければいけない場合、これは無償の資金協力と同じなのですが、開発調査で対応するというようなことを外務省に提言します。

カテゴリ B になった場合は、これも無償資金協力と同じ考え方なのですが、事前調査を行い、その中で IEE レベルの環境社会配慮調査をして、その結果を踏まえてもう一回スクリーニングをします。やはりカテゴリ B であり、特に変わらないということであれば、この環境社会配慮調査の結果を踏まえて R/D を作り、事業の実施に移っていきます。カテゴリ A になってしまった場合は、対応がなかなか難しいわけなのですが、開発調査に準じた調査をするべきだとか、または中止したほうがいいのではないかというようなことを、外務省に提言します。カテゴリ C になったものは、そこで作業は終了します。

これも今、口で言ったことのまとめなのですが、A 案件で特に調査の必要ない場合は、そのままプロジェクトを実施します。A 案件で調査をする必要がある場合は、適切な措置が必要だということを外務省に提言します。B 案件であれば、必要ない場合はそのままプロジェクトを実施し、必要ある場合は IEE レベルの調査を行うということにしています。

この技術協力プロジェクトの場合は、プロジェクトの実施まで関与しますので、カテゴリ A やカテゴリ B になった場合は、モニタリングも行います。基本的には相手側にやってもらうのですが、その結果を確認するとか、もし何か問題があった場合には、説明責任や透明性ということに留意して、相手側に対応してもらう。あとは、モニタリングに当たって相手側の対応が難しいという場合であれば、必要な協力を行うということです。

フォローアップというのは、協力が終わった後に、相手国側が JICA の協力の成果を、彼らの意思決定のプロセスや事業実施のプロセスに反映してもらうことを確認するということです。ただ、これはすべてのものに対して確認するということは、あまり想定していません。開発調査であれば、そのあと円借款につながるようなものや、無償資金協力の場合は、そのあと事業実施に結びつくものなど、その中で特

にカテゴリ A に当たるような大きな影響があるものを想定しています。そういう場合は、調査が終わった後、協力が終わった後にも、確認行為を行うという趣旨です。

以上で説明を終わらせていただきます。今もパブリックコメントを募集中ですので、今日この場でご質問等あれば受けさせていただきますし、もし帰ってまた何か意見が出たという場合は、このアドレスに意見を頂ければ、いろいろ検討させていただきたいと思います。

今後このようなコンサルテーションは、来週大阪でもやりまして、東京でも1月にもう一回やります。今、ウェブサイトにもそのスケジュールが出ていますが、パブリックコメントを受け付けていますので、今日この場でご意見を頂いても、もちろん歓迎いたしますが、後で思いついたらまたメールで送っていただけたらと思います。

では、私のほうの説明はこれで終わらせていただきまして、ご質問やご意見などがあれば、承りたいと思います。よろしくお願いします。もしご意見のある方があれば、記録を取っている都合があるので、差し支えなければお名前を言っていて、それからご発言頂けたらと思います。また、マイクを使って頂きたいと思います。

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **三原** M&Y コンサルタントの三原と申します。何点かあるのですが、いちばん重要だと思う点を質問したいと思います。8 ページ、環境配慮の項目の中に、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系・・・となっていて、委員会のときにエネルギーも入れてほしいと申し上げて、それが受け入れられて全部入ったはずだったのですが、エネルギーが抜けているのは何か理由があるのでしょうか。
- **上條** 提言の文書で入っている項目をすべて反映しているのですが。私どもはこの提言の文言をそのまま頂いているのです。もしお持ちだったら、27 ページに提言でスコープというのを書いてあるのですが。
- **三原** そうですか。提言に載っていないのでしたら、新しくもう一度提案したいのですが、「エネルギー」という表現がまずいのでしたら、例えば「温暖化」とか何とか。今、環境問題でいちばん問題なのは、温暖化のことだと思います。それが抜けているというのは、環境配慮と言っているのに、何となくいちばんやりにくいから抜かしたというような感じもあるのかなと思わないでもないのですが、でもやはり入れてほしいと思います。
- **上條** では、「地球温暖化」ということでよろしいのでしょうか。「エネルギー」ということだと非常に広くて・・・。
- **三原** そうですね、広がりますから、いろいろ意味が入ってきますから。
- **上條** 何をどう、何の影響を調べたらいいのかよく分からなくなってしまうのですが。

- 三原 ええ、地球温暖化で。
- 上條 温暖化ということですか。
- 三原 はい。
- 上條 では、それはご意見ということでよろしいですね。
- 三原 はい、意見です。
- 上條 分かりました。このパブリックコメントの後に最終的にどういうコメントを頂いたかということをもとめて公表するのですが、そのときにちゃんと入れさせて頂きます。
- 石田 JACES の石田です。幾つかご質問があるのですが、まずこのパブリックコンサルテーションの形式に関しまして、今日のこのコンサルテーションの記録というのは、議事録のような形で出るのでしょうか。
- 上條 はい。今議事録を作成してもらっており、公開します。
- 石田 分かりました。あとは、委員会の提言書ができて、その英文版の作成という話があったと思うのですが、それは今どんな状況になっていますでしょうか。
- 上條 今、それをやっているところです。ただ、このガイドラインの案のほうを最優先でやっけていまして、それを多分来週ぐらいにはホームページに載せられると思うのですが、提言は少しボリュームもあって、そのあとになってしまうかもしれないのですが、今、英訳しています。それも英訳が完了次第、ホームページに載せる予定にしています。
- 石田 そうしますと、海外に対しても英語でのパブリックコメントを受け付けるという形になるのですか。
- 上條 そうです。JICA の英語のホームページもあるのですが、そちらを見ていただいて、今このガイドラインの案がちゃんと見られるようにしています。あと、英文ができた段階で、JICA の各事務所にも、相手国側に説明してくださいという指示を出そうと思っています。そこで相手国側の窓口や、インフラ関係を扱っている役所など、その国で NGO の何かフォーラムがあったりするのであれば、そういうところにも説明してもらって、コメントをもらうようにしたいと思っています。
- 石田 ありがとうございます。

本日の配付資料ですが、委員会の提言というのもありますので、もし参加者の方が、ものすごい大勢ですと印刷部数が大変かもしれませんが、可能でしたら委員会の提言書も配布いただけるといいかなと思います。

あと、中身に関して。わたしはフォローアップ委員会の委員でもあり、1回目、2回目の委員会に出られなかったので、内容が重複してしまうかもしれないのですが、委員会の提言書では含められていなかった緊急時の対応のようなことが、ガイドラインの方に入ったと思います。それに関しまして、具体的にどういった判断で緊急時となるのかといったことに関して、ご説明いただけるとありがたいです。特

に、今日配布いただいたガイドラインの別添資料のチェック項目（別紙３）の質問 7に、「緊急性の高いプロジェクトに該当しますか？」「YES」「NO」「理由：」 というものがあるのですが、こういった場合、どういう理由であれば緊急性が高い と判断が下されるのか、ご説明いただけますか。

- **上條** お手元のガイドラインの案の 7 ページに「1.8 緊急時の措置」という項目 があります。これは提言にはなかったのですが、JICA のほうで案の作業をしている 中で、通常であれば要請確認段階から案件が決まっていくまでの間に、半年とか時 間があるわけですが、紛争後の復旧や復興など、そういう案件も今あります。そう いう案件自体、あまり環境社会影響が大きいものを緊急的にやるということはなか なかないだろうとは思っているのですが、やはり何らかの可能性はあるのではないかと。

あまり検討に時間をおけなくて、早急にやらなければいけないもの、スピードが 求められるような事業が想定されるという判断をして、緊急時の措置ということも 扱いたいということをフォローアップ委員会のほうでも言いました。そこで、一体 何が緊急なのか、緊急を要する場合とは何かということをもう少し明確に書いたほ うがいいのではないかと。あとは、その場合どのような対応をするのかということ を、書ける範囲で書いたほうがいいという指摘がありまして、今この 7 ページの 1.8 というところで書いています。

緊急を要する場合というのは、ここに括弧書きで書いてあるのですが、自然災害 で早急に復旧しなければいけない場合や、紛争後の復旧や復興支援で、環境社会配 慮をこのガイドラインに沿ってやること自体ができないことが明らかだという場 合のことを想定しています。その場合は、JICA が何らかのアクションを起こす前に、 審査諮問機関を招集し、一度そこで議論をして取り扱いを決めます。JICA の考え方 を説明し、なぜ緊急を要するのか、その状況や理由、どういう対応をするかを説明 するということを想定しています。

ただ、これもカテゴリ A になってしまうような案件は、該当しないだろうとは思 っています。ですから、カテゴリ B になるようなもので、緊急時の措置の可能性が あるのではないかと思います。ただ、それも JICA だけで全部決めてしまうのでは なく、審査諮問機関に、何を諮るかということはこれからまたいろいろ議論するの ですが、諮ってから決めたいと思っています。ですから、何かやみくもに、これは 緊急ですといって対象を広げてしまうというようなことは、想定していません。

- **三原** ステークホルダーについてですが、パワーポイントのほうの 4 ページで、ス テークホルダーの定義というか、対象が、事業対象地の住民、NGO、研究者、政府 機関などとなっているのですが、ステークホルダーのいわゆる普通の定義からいく と、環境の場合には、特に地球上のありとあらゆる人というような感じで考えられ ている要素があるので、もう一つ、このカテゴリに入らない人も可能になる余地の ような、そういう表現を何か一つ入れていただければいいのではないかと思ったの

ですが、どうでしょう。

- **上條** ステークホルダーの定義ですが、意見をおっしゃるという意味でいえば、それは誰でもいいと思います。ただ、先ほども言いましたけれども、この手続きの中で、カテゴリ Aであれば3回ステークホルダーとの協議を行うとっているのです。ですから、このステークホルダーは、そういう協議に出てもらいたい方というか、別の言い方をすれば、出られる方ということになると思います。

ですから、それに出られなくても、意見を言うことは誰でもいいと思うのです。JICA でホームページに日本語と英語でいろいろな情報を出しますので、それに対して意見をおっしゃるということはもちろんいいのですが、その方と、ステークホルダーのミーティングに出て物事を決めていく中で意見を言っていく方は、少し差はあるのかなとは思いますが。

今ここでいっているステークホルダーというのは、現地でステークホルダーとのミーティングを開くわけですが、そこに出て頂く方を想定しています。ただし、それに出られない方でも、意見を言うのはもちろん自由で、JICA に対して意見を言いたいという方は、JICA に意見を言って頂ければいいですし、相手国政府に意見を言いたいという方であれば、相手国政府に言って頂いても、それは全くいいことだと思います。ですから、ここでいうステークホルダーの認識は、現地でやるステークホルダー・ミーティングに出て頂ける方という想定で書いています。

- **三原** 分かりました。もう一つですが、7 ページの真ん中のスライドに書いてあるいちばん下の行の、情報公開の手段として、「ウェブサイト、JICA 図書館・現地事務所での閲覧」、これはその事業をやる該当国の現地事務所という意味ですか。それとも JICA の現地事務所には全部あるという感じですか。
- **上條** 現地事務所でいえば、当該国の JICA 事務所ということです。ですから、例えばフィリピンの案件であれば、フィリピンの事務所では閲覧できますが、ほかの国の事務所にはその報告書は通常行かないので、閲覧はできないと思います。その国の事務所で閲覧してもらえようにしたいということです。
- **三原** もう一つ、この手続きの中で、環境配慮ガイドの調査員の人は中止をすることもできるというか・・・。
- **上條** JICA ですか。
- **三原** ええ、JICA です。その場合、例えばいろいろな人たちの集団で調査団として行くうちの一人が、その環境社会配慮の人なわけですね。そうすると、中止だと思いうぐらいの根拠というのは、やはりかなり強くないとできない。例えば、チェックリストのようなものがあって、これとこれとこれが全部チェックされてしまったらこれはもう絶対中止だというような形になっていけば、安心して中止だと言えますが、そうでない場合にはこれは問題があるのではないかと思っても、なかなか中止とは言いにくいのではないかという気がするのです。

そここのところの中止の要件が、客観的に判断できるような形でちゃんと決まっているということになれば、文句なく、中止にしてもほかの人から恨まれるということもないと思うのですが、その辺がないと、少しやりにくいのではないかと思います。その辺の仕組みというのは、考えておられるわけですか。

- **上條** 特に、これとこれとこういう場合はもう絶対中止だという決めは、まだありません。今、このガイドライン上で特にそういうことは言ってません。ただ、本当に、こういう項目が合致してしまったら、それはもう誰が何と言おうが中止ですというような、何かユニバーサルと言えるような項目があれば、それは何か謳ってもしいいのかもしれないのですが、今はまだそこまでの想定はしていません。やはり一個一個扱う事業もばらばらで、同じ事業でもその立地特性によってまた影響もばらばらなので、なかなかこういう場合は中止ですとは・・・。

ただ、例示としては幾つか書いてあります。それは提言で頂いた言葉をそのまま使っているのですが、今お手元のガイドライン案で例示は書いてあります。ただ、これはあくまでも例示で、やはりそういう判断というのは総合的な判断になってしまおうと思うので、それに少し関係したから即刻中止だということは、なかなか言えないと思います。

お手元の案の 10 ページ、「2.8 JICA の意思決定」というのがあり、その 1 番のところはあまり中止のことは書いていないのですが、11 ページに入って 2.8 の 3 に、1 と 2 でいろいろな配慮をして、なるべく環境社会配慮が確保されるようにいろいろな努力するということをしても、あまりいい結果が得られないと判断する場合ということが書いてあります。3 番の 3 行目ですが、「『環境社会配慮が確保できないと判断する場合』として想定されるものとしては」という言い方をしています。

ここで、「例えば」として、「開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく、今度も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会配慮の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合」、これは例示なのですが、こういうことがもし協力事業を開始して分かった場合は、協力事業を中止することが適当なのではないかという例として挙げています。

- **三原** これはガイドラインだから、どうしても抽象的になるのだろうと思うのですが、要は、この環境配慮ガイドラインを実際に実行して、それがちゃんと実行されたかどうかを、「フォローアップ」という言葉で表していらっしゃいますけれども、しっかりチェックする。そして、チェックした結果を、次の、別の案件などのときにも応用していくとかいうか、うまくいかなかった点なり、問題点なりを生かしていくという考え方を、ぜひこのガイドラインの後、実際の実行の部分で取り込んでい

ただきたいと思います。

そうでないと、今まで環境配慮どうのこうのと、1992 年以来いっぱいいろいろ出ているのですが、その多くが、結局看板を掲げているだけで、それを実行するための具体的な仕組みを持っていないために、「ああ、またああいうあれか」という感じで過ぎてしまうことがあるのです。

ですから、このガイドラインを受けて、JICA としてぜひきちんとそれをチェックして、「プラン、ドゥ、チェック、アクト」の最後のほうの「チェック、アクト」ができるような仕組みをぜひ作っていただきたいと思います。

- **上條** 今のことは JICA の組織ということにも関係してくると思うのですが、ご説明しましたように、審査する体制というか、JICA の事業を横断的に見るセクションを一個作るなど、それは考えています。そこで、各スキームの業務を行っていくうえで、どの段階でその審査室と連絡を取って相談しなければいけないとか、諮問機関を作るというお話もしたと思うのですが、事業中止というようなことであれば多分カテゴリ A に当たるようなものだと思いますが、その場合は審査諮問機関にも関与してもらうということも考えています。ですから、本当に、これはやらないほうがいいのかという大きな判断ができるものについては、なるべくそういうところで引っかかるようにする仕組みは考えています。

- **石田** 先ほどの緊急時の措置の話の続きなのですが、こういった観点は、実は提言ができる段階までの、委員会のときはあまり議論されていなかったと思います。それが実はガイドライン（案）になったら突然出てきたものですから、わたしも少し驚いたのですが、そのプロセスが少し不透明だったなというところがあります。

あと、先ほどお聞きした話で、審査諮問機関のほうで十分検討していただくということなのですが、カテゴリ A のものはあまりないのではないかなというように、それは上條さんの予測かなという気がするのです。それがここには何も書いていないので、実際どうなっていくのだろうという不安を感じてしまうわけですが、実際カテゴリ分類などはきちんとされるということなのでしょう。

- **上條** ここで手続きを書いているわけです。緊急時の措置として開発調査が上がってくるのか、無償資金協力が上がってくるのか、たぶん技術協力プロジェクトは余りないような気がするので、開発調査や無償資金協力の要請が上がってくるわけですが、そこでその手続きが、環境社会配慮面ではこういう手続きをしないと書いてあります。その緊急時の措置として、例えばこの手続きに書いてあるけれども、ある項目とある項目はスキップしたい、その理由はこうですと。

ですから、このガイドラインの中で示されている手続き上、逆の言い方をすれば、何番と何番はやるけれども、それ以外についてはこういう理由で対応できない、むしろ対応しないということを明らかにして、それを審査諮問機関にも諮り、それから対処したいということなのです。ですから、そこで明らかにそれはちょっと無理

でしょうという話になれば、もう一回考え直すということになると思います。

- 石田 やはりそういった点がもう少し記述されるなりしないと、もちろん柔軟な措置というのにも必要なだろうということは理解できるのですが、少し不安なところ です。

この緊急時というのは、特に自然災害もありますが、割と紛争後の復興支援といったものがかなり想定されているのかなと思いました。これに関しては、委員会の提言書で、わたしのほうで援助案件が平和に与える影響、紛争の助長などの問題を引き起こすおそれがあるかどうかについて、ガイドラインで可能な配慮を行うという提言をさせていただいて、これも提言書に入っていると思うのですが、今回、そのガイドラインのほうでは、こういった文言が削除されています。わたしは、ぜひこれはガイドラインに入れていただきたいと考えるのと、もしこういった緊急時の措置のようなものが入ってくるのであれば、ますますもってこういった紛争の助長や平和への影響といったことに留意するというものがセットでないと、ますます危険という気がしています。

- 上條 提言のほうでは、いろいろご意見を頂いたということは私もよく承知しているのですが、基本的にこのガイドラインの案を作ったときには、先ほどパワーポイントでも説明しましたが、提言の7の部分を踏まえているのです。7よりも前の部分は、かなり各委員の方々の自由な意見がいろいろ入っているということは私も承知しています。ただ、JICA としてガイドラインを作る、JICA の業務として対応するということを想定していただいて、7章を作って頂いたと理解しています。今のご意見は、その7章のどこに入っていましたでしょうか。

- 石田 7章というのは、提言書の後ろの部分のところですね。7章自体には確かに入っていないのですが、7章以前の部分、3.4の「環境配慮に当たり勘案すべき事項」の下のところ、「ガイドラインで可能な配慮を行うほか」となっていますので、そういった部分はどこかガイドライン自体に入れていただいてもおかしくないことではないかと思います。

実際、今、緊急時の措置という提言にないものもガイドラインのほうに入っていますので、必ずしも提言にこだわるものでもないかなという気もします。ですので、ぜひ実際ガイドラインのところで、この緊急時の措置のところと一緒に入れていただくのもいいと思いますし、あるいは「2.7 社会環境と人権への配慮」といったところに盛り込んでいただければと思います。お願いします。

- 上條 では、確認だけなのですが、提言書のどのページのどのセンテンスを考えたらいいのでしょうか。
- 石田 提言書の14ページです。3.4の「環境配慮に当たり勘案すべき事項」という、①の注がある直前の文章なのですが。
- 上條 この「なお」と書いてあるところの、6行ぐらいのところですか。

- 石田　そうですね。
- 上條　「なお」から。
- 石田　「議論があった」という文章はガイドラインには入らないと思うのですが。
- 上條　ええ、これは議論があったということになっていますが。
- 石田　具体的に入れるとすれば、いちばん望ましいのは、その「議論があった」という下の部分は取って、「開発援助が、被援助国・地域における紛争や軍事政権による住民への抑圧的な状況を助長しないよう、平和に与える影響への配慮を確保する」で「。」をし、「さらに」ということでしょうか。
- 上條　それを、人権などの配慮という項目と一緒に加えればいい、というご提案と理解すればいいでしょうか。
- 石田　そうですね。もしくは、その次の文章の「援助案件自体が、紛争の助長などの問題を引き起こすおそれがあるかどうかについて、可能な配慮を行う」ということです。
- 上條　「可能な配慮を行う」ということになると、何をするかということが具体的に想定できないと困ってしまうのですが。
- 石田　確かにそうですね。
- 上條　前の、重要だということであれば、例えばガバナンスが重要だというような項目はガイドラインの案の中に入れているので、それと同じような扱いであれば、相手国に対するメッセージという感じで書くのはいいと思います。ただ、「配慮を行う」と書くと、具体的に何をやるのかということを想定しないと困ってしまうのですが。
- 石田　そうですね。それは確かにガバナンスの議論であったとおり、「留意する」というようなイメージでいいと思います。
- 上條　では、ご提案としては前段のほうの、「開発援助が、被援助国・地域における紛争や軍事政権における住民への抑圧的な状況を助長しないよう、平和に与える影響への配慮を確保する」というような文章を生かすというご趣旨でいいですか。
- 高橋　JACES の高橋です。3章のところで質問があるのですが、カテゴリ A に分類された要件に関しましては、実施国、実施地域、事業概要の3点をホームページ上で一定期間、情報公開し、環境配慮の観点から外国の情報を集めるとなっているのですが、実際にこのような情報はどのようにプロジェクトの実施に影響を与えるようなものなのでしょうか。あと、このホームページ上ということは、日本語と英語と両方で情報を提供することができるのでしょうかという質問です。
- 上條　要請の確認をする際に、JICA で情報を集めることは集めるのですが、JICA が持っている以外の情報を持っている方に、情報を提供してもらった方がいいのではないかということは改定委員会の中でもあり、それを踏まえて書いてあります。JICA としても、情報を提供してくださった方からいろいろ確認するということはあ

と思います。それをそのまま「分かりました」となるかどうかは分からないのですが、確認したうえで、それが本当に重要な情報だと JICA のほうで認識すれば、外務省に対するコメントに反映されるということになると思います。

それをまた、意見をした人がもし確認したいということであれば、そのあと 3.1 の 4 で書いてあります。もしそれが特に採択されなければ、意見した人も、採択されなかったということで、よかったというのかもしれませんが、意見をした方があって、けれどもその案件が採択されたということになったとすれば、この 4 の段階で公開したものをみていただければ、その意見を踏まえて JICA がどんなコメントを作ったかということは分かるわけです。それを見て確認して頂けるということはあると思います。

あと、この要請確認段階の情報公開を英語でもやるかどうかというのは、実は今考えているところです。何か意見が出れば、それは英語にまでしていいと思うのですが、ここはまだ考えているところです。調査結果などは、現地の方にも見て頂けるようにしなければいけないと思うので、英語にしなければいけないとは思っているのですが、この日本の内部で、今までは JICA の内部で検討していた、その情報を英語にまでするかどうかは、まだ分かりません。

- 石田 ガイドライン（案）の 5 ページの「重要事項 5：ステークホルダー」の箇所ですが、最後に「参加するステークホルダーは、責任を持った発言を強く求められる」という言葉が入っています。これは委員会でも少し議論があったと思うのですが、この「強く求められる」という表現はやはりきついなという気がします。「強く」というのを取ってもいいかなという気もするのですが。実際、特にプロジェクトの実施地域の住民の人々にとっては、時と場合によっては、言論の自由が制限されているといったような、あるいは本当の気持ちを話してしまうと、やはり身の危険があるというような状況に曝されている場合もなくはないわけです。国の事情によっては。

そういったことに対して、彼らを危険に曝してしまうような状況になるのだったらよくないなと心配するところです。だから、そういった箇所の、ある程度セーフガード的なというか、保護されるような状況になっていればいいのですが、その辺の措置やお考えなどはどうなっているでしょうか。

- 上條 今のご質問は、「強く」を削ったほうがいいのかという質問ではなく、どういう対応をするつもりなのかということですか。
- 石田 そうですね。この言葉のもう少し・・・。
- 上條 何か危険が生じそうな場合はどうするのですか、ということですか。
- 石田 そうですね。何かそういった措置なども考えていらっしゃるのかという意味です。
- 上條 多分、今のお答えになるのは、10 ページの「2.7 社会環境と人権への配慮」

と書いてあるところです。これも改定委員会の文書を生かした文章なのですが、「特別な配慮が求められる」と、特にまた「配慮する」というような言葉遣いはしています。ですから、本当にそういうケースが生じてしまうと想定される場合、そもそもそういう案件を取るのかということも、まず最初の判断としてあると思います。そういう地域だということが明らかな場合です。ですから、どういう地域が本当にそれが明らかなのかということも、またなかなか難しい問題だと思うのですが、なるべく弱い立場にある人が、また危険な目に遭うということは生じないようにしたいと思っています。

ただ、本当にもしそういうことが生じてしまう場合には、また先ほどの質問にも戻らると思うのですが、案件の中止という判断にも戻ってしまうこともあると思います。ですから、改定委員会の場で議論があったのは、匿名性を確保するとか、あとはたしか通訳の方などを、あまり相手国政府の便宜を求めないでなるべく調査するということはしないといけないだろうと思います。ただ、そもそも余りそういう事態が生じるような場所で、大きなネガティブなインパクトが生じるようなことをやらないように注意するということが先なのではないかという気はします。ただ、そういうところで本当にそういうものが生じてしまうということであれば、調査の方法などに注意をするということになると思います。

では、「強く」という言葉自体はとりあえず生かしておいていいというご意見でいいのでしょうか。

- 石田 意見としては「強く」を削除していただいたほうが、より気分的にはすっきりするのですが。
- 上條 では、今の「強く」を削除することはご意見として承ればいいですね。分かりました。
- 三原 今のお話を聞いていて、この責任ある発言という意味、JICA として言わんとする意味は分かります。しかし、今の石田さんのいろいろな懸念を聞いていて思ったのですが、そのステークホルダーが発言後に発言に対して何がしかの責任を求められるという状況は、わたしはいけないと思うので、責任ある発言を求めると言っておいて矛盾ですけれども、そのあとで発言に関してはステークホルダーの責任を求められないというか、そういう条項が必要なのではないかと。いろいろなところで人権や何かと幾ら書いてあっても、ここのところで一言それが書いてあれば、ステークホルダーからの発言が、ある意味で非常にいろいろな気を使ったり、無言の圧力なり、いろいろなものから解放されるという要素があると思うのです。

明確な人権侵害などではなく、例えば成田空港の問題にしる、ダムの問題にしる、そこの住民の人たちにとってみたら、反対だけれども、言ったあと何かあれこれ後で言われたら困るとか何とかといって、なかなか反対意見が言えないというのは、気持ちとして非常によく分かります。本当の気持ちをくむために、そういう発言も

出やすくする。そのような感じで、その場での発言はあくまでもその場の、国会の議員の発言と同じような感じだと思うのですが、そのあとで責任を求められないとか、その言葉に対して責任を負わなくてもいいとか、何かそういうことが必要なのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

- **上條** 「強く」というか、「責任を求める」という言い方は、改定委員会の議論の中で、ステークホルダーとして来ていただいた方が、今おっしゃるような本当の住民の方で、社会的な立場も弱い方というようなことを想定しているのではなく、何か混乱させるのが仕事とか、混乱させるだけが目的で紛糾させたりという方がいるのも事実だと、そういう現場に居合わせたこともあるという委員の方もいました。

そういう住民の方などに対して注意を払いながら、なるべく広くステークホルダーの参加を求めるということも言っているのです。その地域地域に応じた言葉の問題や、そのいろいろなドキュメントの様式を工夫したりするということはここに書いてあり、住民の方々になるべく参加してもらいたいということは謳っているつもりです。

一方、ここで言っているのは、紛糾させてしまったり、実際の現場にいれば裏に誰かがいて、反対だけさせる人を仕立て上げてしまうような人がいるのも事実だと。そういうことは困るというようなことを言いたいということです。

ですから、「強く」という言葉を削ること自体は、わたし個人的には別に構わないかなという気がするのですが、ステークホルダーとして参加されるのであれば、やはり責任を持った行動をしてほしいという気持ちなのです。ですから、そのあと何か危害が加わってしまうというようなところまでは、特に想定していないのですが、そういうことがもし生じるような社会であれば、それは配慮しなければいけないということは、先ほども言ったところに入っているつもりなのですが。

- **三原** その何かが生じる社会というのは、決して特別な社会ではなく、日本でもごく普通にある社会だと思うのです。いわゆる村八分的な、あんなことを言うやつに対してどうかという形で行われることは、日常生活でよくあることだと思うのです。ですから、わたしも責任ある発言ということに対しては、そういうことを抑制するという意味でよく分かったとそのときは思いましたが、確かに発言した後にそれが何がしかの影響を持つ、発言したことに対して周りの人が何かしたりしてはいけないという、そういう歯止めもやはり必要なのかなと思います。

本当に住民のことを考えるならば、本当に弱い住民の生の声が吸い上げられるような仕組みを作っておくという、何か一言ここに、そういう意味で、「責任を」という言葉を使わないで、会議における発言に関してはそのあとではとがめられたりしないように、それによって村八分にするようなことをしてはいけないという感じの、発言した人たちが救われるようなことが入っていると、わたしはみんなが安心して

発言できるようになるのではないかと思いますのですが、どうでしょう。

- **上條** そうしますと、ご提案としては、この5ページの「重要事項5：ステークホルダーの参加を求める」のところの文章を、少し何か言葉を加えたりしたほうが良いというご提案でいいのでしょうか。
- **今井** JICAの国際協力専門員の今井です。委員会のほうにもアドバイザーとして参加してきました、このところについて、責任を持った発言に関して、やはり改定委員会でだいぶいろいろ議論した結果、こういう「責任を」という言葉と「強く求める」というように決まったと思います。今、この場でこのように直しましょうというのは、あまりにも早急かなと。ですから、もし必要であれば、文章でもって後で「このように文章を改定したらいいのではないか」というようなご意見を頂いたほうが良いと思います。それをもって改定委員会の先生がたにも、またこのパブリックコンサルテーションで具体的にこのようなご意見がありましたということで、伝えやすいのではないかと思います。
- **三原** このパブリックコンサルテーションが、ここに出席していなければ書いて出すけれども、ここに出席している場合には発言するという形のものだと、私は思っていますが。ここで発言したのに、さらに何か書いて出さなければいけないということですか。
- **今井** いや、それが趣旨ではなくて、今のお話は、受けた上條さんが「ではどのように直したらいいのか」と非常に困るわけです。ですから、そういうことを言われるならば、このように変えたらいいという具体的なアイデアがあれば、それをお示しいただくのもよりいいのかなと思ったのです。もちろんご意見はここで伺います。それがこの目的です。
- **三原** ですから、私のほうはあくまでも、今石田さんのお話からそういう恐れもあるなと思うから提案ただけで、特に何かこうこうという論文を考えているわけでは全然ありません。だから、そういう提案ということです。弱い人たちの声がかみ上げられる、会議の後に責任を問われないというような、「責任」という言葉ではなく、何かもっと別な言葉でも書いていただければ、弱い人が発言しやすくなるのではないかとこの提案です。
- **石田** わたしも今ご発言いただきましたとおり、確かに一言ついていると、さらにいいかなと賛成します。あと、「責任を持った」という言葉よりも、お話を伺っていて、今思いついたのですが、要はもともとこういった文言を入れようという趣旨は、上條さんのほうで説明されたとおり、どちらかというと事実をかくらんさせてしまうというか、いろいろやたらめったらなことを言うようなかたもいらっしゃるかもしれないので困るというようなお話だったと思います。そうであれば、どちらかというところ「虚偽の発言をするべきではない」ということや、あるいは「真実に基づいた発言が求められる」とか、そのように変えてもいいのではと思いました。

- **上條** では、確認だけなのですが、今のこのお二人のご意見を踏まえると、私どもの作業として、どういう意見やどういう実際の提案が出たということをまとめる場合もあるのですが、「責任を持った発言を強く求められる」という言葉を、「真実に基づいた発言が求められる」というような言葉に変えればいいのではないかということでもいいのでしょうか。
- **三原** そしてさらに、その会議後、発言の責任を問われることはない。そうすると「責任」という言葉が使えます。
- **上條** そうしましたら、確認なのですが、真実を基にした発言が求められるということと、会議後その発言の責任を問われることはないということが、今日のご提案と踏まえればいいのでしょうか。
- **石田** 別の箇所ですが、ガイドライン（案）の5ページの「1.4 環境社会配慮の基本方針」というところで、質問させていただきたいと思います。基本的には JICA の責務というところでは、環境社会配慮の支援と確認となっているのですが、この基本方針のところでは、確認というよりも、支援をするということのほうが書かれているような気がするのですが、いかがでしょうか。
- **上條** 支援を行うということは書いてあるのですが、1.4 の7行目に「その要件に基づき相手国政府の取り組みを適宜確認するとともに」という言葉も入っています。この文章も提言を踏まえた文章にしていると思うのですが、確認しないということはないと思うのですが。もちろん、この支援と確認、最後のところの「JICA は、環境社会配慮の支援と確認の結果及び協力事業の方針に関して外務省に提言を行う」というところでもまた「確認」という言葉を入れています。支援するのですが、その前にいろいろな点を確認するという趣旨で書いているのです。その支援が始まった後も適宜確認するのだという気持ちは入っているのですが。
- **山内** ガイドライン（案）の12ページのⅢ、3.1の2「カテゴリ A に分類された要請案件について・・・情報公開し、環境社会配慮の観点から外部の情報や意見を収集して」というところですが、この集められた外部の情報や意見は、どこかに記録が残ったり、公開されたりということはあるのでしょうか。
- **上條** 頂いた意見をまたまとめて、どこかに情報公開するという予定は今ありません。頂いた意見は事業部のほうに行きまして、そこで最終的なコメントを作るときに、関係事業部になるその事業の実施部、審査を担当する部署、その事業の地域の担当の部署、多分その三つぐらいの部署にその情報が行きまして、その情報の確認作業をしたうえで提言に反映されるということです。先ほどの言葉の繰り返しになってしまうのですが、その要請案件が採択された場合は、その提言も公開されると。ですから、その時点で公開されることはあると思うのですが、頂いたコメントをそのまま何かまとめて、「こういうコメントをもらいました」といって公開することはないと思います。

- **山内** 分かりました。それと、同じところの4番目なのですが、カテゴリAについてはホームページで公開するということがあるのですが、カテゴリAとBの協力事業についての情報公開は、これもホームページでなされるということでしょうか。
- **上條** 今はホームページで公開することを考えています。この3.1の4のところです。「国際約束を締結した段階で」以下の文章で、「情報公開する」という言葉が2回出てきますが、それはウェブサイトで情報公開することを想定しています。

JICAが自ら情報公開することはここに書いてあるのですが、もちろん第三者からの要請に応じて、情報を見せてくれという依頼があれば、「可能な範囲」という言葉はついているのですが、可能な範囲で情報提供するということも言っています。もし、だれかがコメントしたことを知りたいということで、JICAのほうに情報を提供するようにという依頼があれば、その依頼に応えるかどうかという判断はあると思うのですが、その判断をした上で可能だということになれば、その要望していただいた方に出すということはあると思います。

あと10分くらいあるのですが、もう少し考えていただいて、せっかくの機会ですので、ご質問など頂ければありがたいのですが。

- **事務局 小島** 事務連絡ですが、パワーポイントの資料の最後のスライドで、「コメントのあて先：jica-pvg」となっているのですが、「a」と「p」の間に「-」が入っています。それは間違いですので、「-」を削除した形でアドレスを打っていただければと思います。訂正をお願いします。
- **上條** もしなければ、最後に頂いたコメントの確認だけしたいのですが、温室効果ガスを入れたほうが良いというコメントを一つ頂いたのと、「紛争や軍事政権による住民への抑圧的な状況を助長しないよう」というところを留意事項として入れたほうが良いというご意見が2点目。後は、ステークホルダーの参加のところで、強く求められるというよりは、真実に基づいた発言が求められて、会議後、発言の責任を問われることはないのだという三つのコメントを今日頂いたということではないでしょうか。

それ以外にいろいろな質疑応答はあったのですが、今日のパブリックコンサルテーションで、私ども2月上旬にどういうご意見を頂いたということをまたまとめ出すのですが、そのときに今のこの三つのご意見を頂いたという理解でいいでしょうか。

- **三原** 温室効果ガスではなく、地球温暖化ではなかったですか。
- **上條** 地球温暖化でしたか。温室効果ガス？
- **三原** どちらでも同じではないかと思ったのですが。
- **上條** そうですか。
- **石田** この緊急時の措置ということに関しては、具体的にこうしたほうが良いということが今言えなかったのが、質問程度になっていますが、ちょっと私のほう

では引っかかっています。それで、審査諮問機関の検討結果を情報公開するということなのですが、その公開はどういったタイミングで行われるのかということと、公開されたあと、それに対して何か私たちのほうでコメントを付すというか、そのようなフィードバックが何かできるようなことはあるのでしょうか。

- **上條** 今のご質問は、フィードバックというと、JICA が緊急時だと判断して諮問機関にかける理由を説明して、具体的にどういう手順でやりたいという手順なども説明して、審査諮問機関が、それは分かりましたという結論になったとして、それを情報公開したとします。その段階で、多分 JICA は外務省などとも相談して、スピードが求められる事業でもあるので、準備をどんどんすると思います。そのときに、もちろんご意見を頂くのはいいとは思いますが、今のフィードバックというのは、それを一回止めるということを考えているかということでしょうか。
- **石田** そういったことも含めて。
- **上條** そこまではまだ考えていません。ですから、この諮問機関で了解をもらえば進めるつもりなのですが。もちろん情報公開はしますので、それに意見をいろいろ言っていて、その意見を踏まえて何らかのアクションを起こすということはあるとは思いますが、何か決まりとして、意見が出たら少し中断するとかということはありません。
- **山内** 先ほどの続きなのですが、どうしても引っかかっています。カテゴリ A に分類された要請案件についての外部の情報や意見を公開したり記録を残したりしないということだったのですが、この理由はどういうことなのでしょう。ホームページ上に公開されているということからしても、多分 E メールなどで送られてくるものが多いと思います。事務作業的にはそれほど大変ではないのではないかと思いますし、万が一、後で少し問題になったときがあったとしても、以前にそういう意見があったかなかったかというようなことを記録に残しておく、公開しておくことはすごく重要なことだと思います。
- **上條** そうしますと、この 3.1 の 2 に関して、意見が出た場合は、こういう意見が出たという事実を資料か何かにもまとめておいて、それをだれでも見られるような形でウェブサイトなどに載せておいたほうがいいというご意見ですか。
- **山内** 一定期間すべてを文書化して残しておくというわけではないのですが、例えばカテゴリ A に分類された案件について、ホームページ上でアクセスできるような形にしておいて、そのあとは JICA だけでも取っておくというような形でいいと思うのですが、要請があったときには出せるような形にしておくとか。
- **上條** もちろん、頂いたコメントを記録はしていると思います。先ほども言った事業部や審査部やその地域部の担当者が、頂いたコメントを記録として取っておくということはそのとおりだと思います。先ほどうまくコミュニケーションできなかったのかもしれませんが、頂いたコメントを無視してしまうという意味ではなく、そ

の頂いたコメントをまた何らかの形にまとめて、「こういうコメントを頂きました」といってそれを公開する予定はないと言っているだけです。もちろん、頂いたコメントを踏まえて、JICA は意思決定に反映させるということなのですが。

- **山内** では、記録して保存はされるということでよろしいでしょうか。
- **上條** 通常のいろいろな関連する書類などと同等の扱いというのでしょうか、ファイリングはされると思います。
- **山内** 分かりました。
- **上笹貫** 今後の日程を把握していないので、間違った質問かもしれないのですが、平日のこの時間だと、やはり一般の社会人のかたはなかなか来づらいと思います。ODA 大綱の改定のときの公聴会は休日にあったと思うのですが、そのようにパブリックコンサルテーションを休日に行う予定はあるのでしょうか。
- **上條** 今のところは休日の予定はありません。今日は少し時間が早かったかなと反省はしているのですが、来週は水曜日の6時にやりまして、1月は今のところ21日なのですが、4時に予定しています。
- **三原** 先ほどの「温室効果ガス」ではなく、ほかのものが生態系や大気、水質など、抽象的な言葉ですから、「温暖化」のほうがいいと思います。
- **上條** そろそろ予定の時間になったので、特にご質問がないようであれば、これで終わりにしたいと思います。
- **田中** JICA 専門員の田中です。今、休日のお話が出たのですが、これはご意見として伺っておいて、少し話し合う機会を持ってもいいのではないかと、わたしは個人的には思いました。もし次に、パブリック・ヒアリングをもう一回ぐらいやらなければいけないことが想定された場合、休日というのも一つの選択肢かなとは思いました。
- **上條** では、これで今日のパブリックコンサルテーションを終わらせていただきたいと思います。本当に今日のご足労いただきましてありがとうございます。また何かありましたら、メールでも頂けたらと思います。では、本当にどうもありがとうございました。

以上